

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国保情報集約システムに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、国保情報集約システムに関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和6年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国保情報集約システムに関する事務	
②事務の概要	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 国保情報集約システム(以下「国保集約PC」という。)のファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 県内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保集約PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市の国保集約PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市町村から転入地市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市町村の国保集約PCへ当該データを配信する。 3. 医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市の国保集約PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 *ファイル転送機能とは、市の国保集約PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市の国保集約PCに配信する機能のことをいう。	
③システムの名称	1. 国民健康保険資格管理システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 中間サーバー等	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)国民健康保険資格ファイル (2)国民健康保険給付ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1 (別表第二における情報照会の根拠) ・42	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokuho@city.tsugaru.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokuho@city.tsugaru.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]